

『東三河後見センター』会報 第67号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター
〒442-0033
豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 6 年 3 月 31 日発行
電話 (0533) 80-2707
FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 11

令和 5 年 5 月より、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（2 類相当）」から「5 類」へと変更になりました。ウィズ・コロナ期を慎重に過ごしている中、令和 6 年は能登半島地震から始まりました。まずは被害に遭われた数多くの方へ、心よりお見舞いを申し上げます。発災から 3 か月がたちますが、被災地の状況を目の当たりにする時、被害の大きさを痛感しています。最近「天災は忘れないうちにやってきます。」とも言われています。感染症のみならず、地震や風水害等の自然災害への対応も法人として十分に意識し、いざという対応を備えておく必要があるように感じています。

「成年後見制度」民法の改正に向けて動き出す

ご存じの方が多いと思いますが、成年後見制度に係わる、「後見、保佐、補助開始の審判」、「成年後見人、保佐人、補助人の選任」、「後見の事務」などの多くの事項は、「民法」の中に規定されています。会報第 64 号で「国の第 2 期基本計画では、成年後見制度の仕組みの改善が検討され、過渡期である」ことをお伝えしました。

法務大臣は、令和 6 年 2 月 13 日（火）の閣議後記者会見で「明後日 15 日に法制審議会の総会を開催し二つの検討課題について新たな諮問を行うこと」を表明され、遺言制度の見直しと成年後見制度の見直しをあげました。成年後見制度に対するニーズの増加、多様化が見込まれているなかで、現行制度が的確に対応できていないのではないかという問題意識の下で、成年後見制度を見直して、より利用しやすいものとする必要があるとの観点から、法改正に向けた具体的な検討を行うために法制審議会に諮問することになったようです。

「成年後見制度」の何を見直すか？

令和 6 年 2 月 15 日に開催された、法制審議会第 199 回会議配布資料によると、主な検討テーマを 4 点あげて、それぞれ現状及び課題と検討内容が示されています。そのうちの 3 点を紹介します。一つ目は、法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方です。利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。という現状と課題があげられ、一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討します。二つ目は、法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方です。成年後見人には包括的な取消権、代理権があるので本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。という現状と課題をあげて、本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討します。三つ目が法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方です。本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。という現状と課題をあげ、本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討します。その他、任意後見や類型、報酬の見直しもあげられています。これらは、令和 8 年度の民法改正を目指しての動きです。運用方法を改善した「成年後見制度」という権利擁護支援ツールを利用する、ツールを用いて支援する、誰もが安心して活用できるよう、当法人も制度の変化への対応が求められそうです。（代表理事 工藤 明人）

湖西市市民後見人のみなさんとの交流会報告

令和6年2月8日（木）14時より、静岡県湖西市の市民後見人のみなさんとの交流会が、東三河後見センター事務所で開催されました。

湖西市からは、湖西市健康福祉部高齢者福祉交流係主任・都筑万有美氏、湖西市社会福祉協議会総務企画係主任・村石絵梨佳氏、そして男性2名・女性2名の市民後見人4名の計6名の方々が参加され、東三河後見センターからは、市民後見人の古川伸・高柳大太郎・西田初美・杉田志津子・稲垣良子各氏、湖西市とゆかりのある賛助会員の内藤加代子氏、そして工藤代表と事務局・井上の計8名が参加しました。

今回、湖西市のみなさんが当法人に訪問された理由は、Aさん（住所・湖西市）担当の高柳氏が湖西市に報酬助成を申請した際、申請書類に添付された活動記録を読んだ都筑主任が、「高柳さんが真摯に被後見人と向き合って、丁寧に後見活動をされていることに感動し、東三河後見センターと交流する機会を、是非持ちたいと思った」からだそうです。

湖西市では、平成30年度に4市1町と合同で市民後見人養成講座を実施し、今回訪問された4名の方々が市民後見人として登録されています。しかし、現在まで後見人を受任するまでには至っておらず、4名のうち2名の方が、社協の日常生活自立支援事業で支援員として活動をするに留まっているそうです。

交流会では、最初に各参加者が自己紹介をした後、工藤代表が当法人について説明を行い、その後、湖西市側からの質問を受け、こちら側が回答を行っていく形式がとられました。

質問は、「市民後見人は、毎月何回ぐらい訪問するのか?」、「被後見人が亡くなった場合、遺骨等はどのようにするのか?」、「法人後見のメリットは何か?」、「後見センターの広報はどう行っているのか?」など、幅広い角度からのものであり、その都度、当法人の参加者が熱心に回答を行いました。

予定された1時間30分はあっという間に過ぎ、最後に各参加者が今回の交流会の感想を述べましたが、湖西市の方々は、「こういう場が欲しかった」、「今後の活動に活かしていきたい」、「心強い気持ちになりました」など、大変満足された様子でした。後見センター側からは、「最初は不安が大きいかもしれないけれど、とにかく後見活動に飛び込んでみて」など、激励の言葉が送られました。

別れ際、湖西市のある方が「次回是一杯やりながらお話ししましょう」とおっしゃっていましたが、今回限りではなく、今後も湖西市のみなさんとの交流を継続できればと思います。（文責 井上 裕一）



新城市市民後見人養成事業「フォローアップ研修」報告

令和5年度 新城市市民後見人養成事業「フォローアップ研修」が、令和6年2月3日（土）13:30から16:00まで、新城市役所会議室にて行われました。当日は、養成講座修了者、新城市、新城市社協、東三河後見センター関係者総数24名が参加されました。講師は、愛知県社会福祉士会理事・成年後見制度利用促進委員会委員長 認定社会福祉士 近藤芳江氏で、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン策定の背景」と題して、講義形式で行われました。後半には、講師から出された事例をもとに演習を行い、簡単な発表がありました。あっという間の2時間半でした。

受講生の感想としては、「意思決定支援のむずかしさが理解できた」「権利擁護支援を意識し対応しているが、認知症の方に特化した内容で、掘り下げて学ぶことができ良かった」「日常生活の中で、つつい支援者側の考えを押し付けがちになってしまうことがあるのを反省した」等々、今回の研修で大変多くのことを学ぶことができました。新城市市民後見人養成講座は、令和6年度も行われる予定です。

（文責 山本 達也）



東三河後見センターの事務所が広くなりました



前号で報告した通り、舟越正行理事が昨年11月に急逝されました。

当法人事務所の隣にあった舟越社会保険労務士・行政書士事務所は昨年末に閉鎖され、今年の2月から、そのスペースを当法人が引き継ぐことになりました。

両事務所の間にあった仕切壁は撤去され、拡張された事務所の面積はこれまでの1.5倍になりましたが、余裕を持って机やテーブルを置けるようになったせいも、それ以上に広がった印象を受けます。

以前の事務所は、ミーティング終了後、市民後見人の方々の肩が触れ合うほどの混雑ぶりでしたが、今回の拡張により、ゆったりと作業や交流を行うことが可能となりました。

また、新たに相談用のテーブルが設置され、相談に来た方々のプライバシーが守られやすくなりました。これまで会議室を借りて行っていた理事会や会合等は、新しくなった事務所をできる限り活用していく予定です。

市民後見人や会員の皆様には、新たな交流の場として、これまで以上にお気軽に事務所に立ち寄っていただければと思います。

（文責 井上 裕一）

30年近く引きこもりの娘さんの在宅生活を支援して

急増する80・50問題への対処の一例として

長谷川 卓也

超高齢化の進行とともに80代の親と50代の子の二世帯が増え、いわゆる80・50問題が急増している。80代の親が骨折や脳梗塞などで入院し、残された障害のある50代の子が一人では普通の生活ができなくなる。日常的な金銭管理の支援は、離れて住む親族や福祉サービスの支援者だけでは難しい。

今回のケースはそうした問題の対処方法として成年後見制度を利用して問題解決に取り組んだ事例です。

母親の兄弟の支援で継続できた母と娘の生活が限界に

現在A子さんは40代後半で、高校中退後は20歳ころに1年間作業所に通ったことを除いては20数年間、散歩以外はほとんど自宅内に閉じこもる生活を続けてきた。父が15年ほど前に亡くなってからはずっと母Xさんとの二人暮らしだった。

数年前に母が脳梗塞で車いす生活になり、認知症も発症した。他市に住む母の弟のYさん、Zさんの二人が心配して、A子さんと母を分担して金銭管理や通院などの世話を続け、何とか二人の生活を維持してきた。しかし、二人の弟もまもなく80歳になる。片道1時間以上の道のりを運転して毎月1回か2回A子さん宅を訪問して請求書の処理をしたり、生活費を渡したり、病院まで片道1時間以上かけてA子さん通院を支援することなどは体力的に難しくなってきた。それぞれの家族からもやめるよう言われる状態になってきた。

娘さんの成年後見制度の利用

A子さんの世話を担当しているYさんが社会福祉協議会に相談し、その助言で母Xさんを申立人としてA子さんが成年後見制度を利用することになり、東三河後見センターが保佐人に選任された。

家庭裁判所の保佐開始審判が確定後、母が再び脳梗塞を発症して入院した。認知症も進行、入院のあと直接グループホームに入居し、自宅に戻れる見込みがなくなった。A子さんの本当の一人暮らしが始まった。まわりは心配したが、本人は気丈に「一人で生活できる」ときっぱり言って、その主張は曲げなかった。

生活支援相談員、A子さんの世話を担当していた叔父のYさん、ヘルパー、訪問看護師、民生委員、近所に住む遠い親族、保佐人がA子さん宅に集まり、本人を交えて、A子さんの生活応援会議が開催された。本人はたくさんの人が集まってびっくりしたのか、最初のうちは全く発言しなかったが、会議の最後には司会の相談員から意見を求められるとそれなりの発言ができるようになっていた。

保佐人はYさんから引き継ぎを受け、これまでどおり生活費を1週間分ずつ封筒に入れて4～5週間分を一度に本人にお渡しすることを確認した。宅配弁当の手配、電気・ガス・水道等の支払い、市からの通知やその他の請求書類が保佐人（東三河後見センター）に届くように手配することなど、支払いの事務が保佐人に集中するようにすることを確認して実行した。

一番心配したのは通院だった。これまではYさんが他市からA子さん宅まで1時間以上かけてやってきてもAさんがどうしても出かけたくないというので、Yさんだけで他市の病院まで行って処方箋を書いてもらい薬をもらってくるのがよくあったという。他市の病院に毎月通院するのは大変なので、通院中の病院に紹介状を書いてもらって市内の病院に変更する予定を相談員とも話し合い、通院の日には保佐人と相談員の二人でAさんを迎えに行くことにしていた。

初めての通院同行—「今日は行けない」という娘さんの説得

通院日、相談員と保佐人の二人でA子さん宅を訪問。前日に電話したらAさんは「靴の底が取れたので病院には行けない」と言っていた。相談員に頼んで、本人が好みそうな白いスニーカーを買ってきてもらい、当日はそれを持参して行った。しかし、「今日は行けない」の一点張りで起き上がろうとしない。二人でなだめすかして、新しいスニーカーを履いてもらい（スニーカーは気に入ったようだ）、30分くらいかけて何とか連れ出すことに成功した。病院では受診後、紹介状を書いてもらい、予定どおり紹介先の病院の受診予定日も決まった。この受診では、医師がやさしく本人の話を聞いてくれたので、本人も思ったことを話すことができ、転院と次の受診予定を了解した。

帰途、靴が1足だけでは心配なので、靴屋さんによってもう1足、Aさんに選んでもらって購入することにした。買物は好きなようで、時間をかけてイメージどおりのものを探して購入した。スーパーに寄って食品類も購入した。本人は自分で選ぶことができるが、大変時間がかかる。食品類では派手な包装の菓子類の棚の前に立ち止まって時間をかけることが多く、食事として食べるものにはあまり関心がないようだった。

次の受診予定日には、相談員と二人で病院受診した。やはり、「今日は行けない」と言い張って、出かけるまでに30分くらい時間がかかったようだ。それでも説得すれば何とか出かけられることが分かったので、毎月の受診についての見通しはできた。

今度は母が成年後見制度を利用

何とかAさんの一人暮らしの見通しができてきたころ、母の世話をしている弟のZさんから社会福祉協議会にZさんを申立人とする後見開始申立ての相談が入った。事情はYさんの時と同じだった。Zさんの加齢による衰えにより、他市（県外）からAさんのお母さんが入居しているグループホームに通ったり、市に対する様々な届け出や申請をしたり、支払いをする負担が過重になってきたためとのこと。申立て事務は司法書士に委託され順調に進んでいるようなので、間もなく母にも成年後見人が選任されるだろう。

会 員 紹 介

稲垣 良子



令和 4 年度新城市主催の市民後見人養成講座を受講、修了して後見人活動を開始してもう 1 年になります。

私が後見制度を知るきっかけは、務めを退職後、知人より訪問（介護保険外）の仕事の誘いがあり始めている時、新城での養成講座があると声を掛けてもらいましたが、私自身興味がなく、一度はお断りしました。

しかし、訪問の仕事で多くの利用者に接していると、自分があまりにも世間の事を知らずに居るんだ、自分の為にも勉強してみようと、養成講座に参加しました。

訪問での利用者の中には、外出時はだれかの介助を必要とし、病院受診は送迎だけではなく、診察にも付き添い、医師との会話も分かりやすく説明、次回の受診予約を入れ、ケアマネに報告後のフォローも必須、又お金の管理では、金融機関でのお金を引き出すのに住所が書けなかったり、カードの暗証番号を忘れる方もいます。

自分達には何でもない事が難しく、不安な生活を送っている事を知らされ、私に出来る事があれば寄り添い援助出来ればと思います。

活動は成年後見人として 2 名を担当、令和 6 年 1 月と 2 月に家裁への活動報告も先輩の指導の末、無事終えることが出来ました。

- ・新城社協後見人の支援員として 1 名を担当、施設の面会、紙面にて報告
- ・訪問の仕事も依頼が入れば
- ・以前務めていた老健ではケアサポーターを 3H/日勤務

現在、それぞれの仕事を精一杯務めています。長く続けるには自分の心と体のコントロールが必要。士気を保つ為には遊びも全力で「夏は青い海、冬は白銀雪山へ」気持ちもリフレッシュ。しかしそれには体力がないとダメ。体力維持にはジムにも通い、時には筋肉痛これも楽し！！

こんな私ですが、今後とも御指導のほど宜しくお願い致します。

令和5年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和6年3月20日現在)

正会員費納入者（敬称略） 54名（うち匿名2名）

- ・荻邦子 ・近藤由美子 ・中村成人 ・古川伸 ・彦坂敏 ・加藤勝美 ・長坂宏 ・加藤啓子
- ・工藤明人 ・齋藤尚 ・池田進 ・高柳大太郎 ・山本達也 ・三浦正博 ・梅田大己 ・田中剛
- ・石原香 ・今泉全勝 ・影山恒太 ・緒河睦子 ・本多啓枝 ・北沢悦子 ・長谷川卓也
- ・福住幸子 ・杉山智子 ・鈴木光子 ・二村良子 ・岡本守 ・長谷川愛 ・花田玲子 ・田中幸一
- ・今泉博充 ・小野晴美 ・坂柳ゆかり ・高森陽一郎 ・西川邦輔 ・細野京子 ・杉浦弥生
- ・舟越正行 ・村川賢一 ・倉本秀子 ・足立和男 ・金田貴子 ・神谷典江 ・豊田和浩
- ・中島由恵 ・水野遠次 ・古瀬修 ・井上裕一 ・武重博 ・小林佳子 ・佐藤美子

賛助会員費納入者（敬称略） 71名（うち匿名3名）

- ・秋田誠二 ・小川祐子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・金澤良雄 ・額光幸 ・都築昭吉
- ・中谷芳孝 ・夏目滋 ・樋口茅子 ・前本好江 ・平松美代 ・清水則子 ・藤井幸夫 ・工藤栄
- ・水野登代子 ・八木憲一郎 ・彦坂ケサ工 ・大須賀康 ・金沢富雄 ・中野正二 ・中野公平
- ・西田初美 ・西田妙子 ・高橋正 ・夏目みゆき ・新村知弘 ・田村真美子 ・鶴巻信一
- ・寺部美代子 ・廣永義昭 ・藤倉陽子 ・山内康敏 ・北村隆信 ・足木充邦 ・伊與田千鶴子
- ・中村八重子 ・伊藤文則 ・室田満秋 ・丸山博子 ・大林充始 ・荒川暁子 ・内藤加代子
- ・林梨絵 ・石原紀久代 ・稲垣良子 ・岡本由紀子 ・豊田弘子 ・磯村隆樹 ・吉本京子
- ・田村陽子 ・惣ト厚子 ・山口純子 ・大橋茂樹 ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・森岡真司
- ・杉原昌博 ・成瀬明子 ・斎藤啓治 ・片岡京子 ・近田和江 ・津田匂子 ・横田和子
- ・近藤芳江 ・高島史弘 ・松田朝夫 ・渡辺勝弘

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）

0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 5法人

- ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市知的障害者育成会 ・(一社)豊川市医師会
- ・蒲郡市社会福祉協議会 ・豊川精神障がい者家族会むつみ会

寄付者（敬称略） 44名（うち匿名3名）

- ・小川祐子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・額光幸 ・中村成人 ・荻邦子 ・古川伸 ・花井昭典
- ・花井則文 ・梅村勝久 ・村川賢一 ・三浦正博 ・石原香 ・北村隆信 ・本多啓枝 ・北沢伊
- ・小林修 ・齋藤歯科医院 ・福住幸子 ・鈴木光子 ・二村良子 ・岡本守 ・藤戸繁美
- ・石原紀久代 ・蟹江充子 ・中島由恵 ・勝見康夫 ・彦坂敏 ・清水則子 ・野呂壽海雄
- ・松下啓子 ・山本達也 ・杉山智子 ・外輪ルリ子 ・近田和江 ・加藤勝美 ・佐藤美子
- ・和田肇 ・梅田大己 ・近藤芳江 ・鈴木巴

東三河後見センターの今後の予定（4月～6月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時
(4月から、毎月1回土曜日は、オンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第2会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

○臨時理事会 4月26日(金) 18:30～ 豊川商工会議所第5会議室

○総 会 5月18日(土) 13:00～(受付12:30～) 豊川商工会議所2階ABホール

○事務局会議 4月9日(火)、5月14日(火)、6月11日(火) 13:30～ 事務所内

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和6年3月20日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和5年4月1日現在受任者数	66名	28名	14名	1名(保佐)	109名
今年度受任者数(令和5年4月～)	10名	5名	0名	0名	15名
今年度終了者数(令和5年4月～)	3名	2名	1名	0名	6名
令和6年3月19日現在合計	73名	31名	13名	1名	118名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	1名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	15名	6名	4名	4名	0名	0名	岡崎1、湖西1	31名
知的障がい者	26名	7名	10名	3名	1名	14名	名古屋1、岡崎3	65名
精神障がい者	12名	1名	5名	1名	0名	1名	幸田1、東栄町1	22名
合計	53名	14名	19名	8名	1名	15名	8名	118名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	3名	4名	0名	7名
知的障がい者	25名	5名	5名	35名
精神障がい者	3名	1名	0名	4名
合計	31名	10名	5名	46名

市民後見人22名の方が上記表の46名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方をいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和5年4月1日～令和6年3月20日 現在)

- 賛助会員費納入者 : 76名 (法人賛助会員5法人含む)
- 寄 付 者 : 44名
- ◎ 認定寄付者人数 : 104名 (年間目標100名以上!!)

年会費

- 個人正会員 5千円
- 法人正会員 1口2万円以上
- 個人賛助会員 3千円
- 法人賛助会員 1口1万円以上

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています (令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記 地震、飛行機事故と、大変な幕開けとなった令和6年の正月でしたが、桜の季節は、なんとか普段通りに過ごすことができそうです。4月2日火曜日と4月20日土曜日のミーティングは、後見活動を行う際のガイドライン等に関する説明会を行いますので、市民後見人のみなさんは、いずれかの日に、是非ご参加いただけるようお願いします。(井上 裕一)